

特別支援教育なう Vol.14

インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の提供
～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に際して～

平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。今回の法の施行により、各学校においては、「**不当な差別的取扱の禁止**」と「**合理的配慮の提供**」が義務付けられました。

今回は、授業における合理的配慮の提供について紹介します。
まずは、キーワードのおさらいをしておきましょう。

Q 合理的配慮とは何ですか？



Answer

合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整です。また、合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものです。

障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者から、合理的配慮の提供を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければなりません。

Answer

国では障害者の権利に関する条約を批准し、障がいのある子供も障がいのない子供も共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進しています。インクルーシブ教育システムの目的は、互いの多様性を認め合い、障がいのある子供が自分の力を可能な限り伸ばし、社会参加を実現させることにあります。そのために必要なのが個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮なのです。

Q なぜ合理的配慮を提供しなければならないの？



合理的配慮の提供には、一人一人に応じた工夫が欠かせないのだ！

授業における合理的配慮の提供に欠かせないのが、授業のユニバーサルデザイン(UD)の視点です。現在はその取組が小中学校から高等学校へ広がりつつあります。特に、本時のめあて(目標)や教科書のページ数などを明確に示すといった「授業に参加する」ための環境づくりは多くの学校で取り込まれています。この取組が、一人一人に応じた合理的配慮を工夫する基盤になります。

今回は、よくわかる授業のキーワードとなる『視覚化』の取組を、平成27年度の特別支援教育指導力向上研修の報告書から紹介します。

古文の登場人物等を視覚化して内容を捉える

高等学校【古文】

写真1は登場人物をイラスト化し、物語を視覚的に捉えやすくする取組です。授業ではイラストを動かしながら「文中の言動が誰のものであるか」、「どのような場面を表しているのか」等について生徒に発問し、登場人物をイメージしながら物語の内容理解が深まるように工夫されています。



大きなサイズの教材を用意して実物に触れて理解する

高等学校【実習・家庭科】

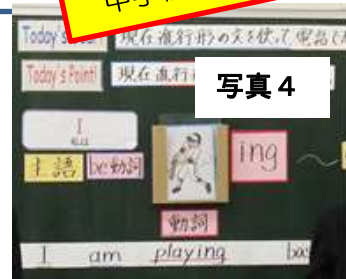
漁業の実習では釣り針に糸を結ぶ作業を指導する際、写真2の右のように大きな模型で技術を習得した上で、左の本来のサイズの針に進むという段階を踏んでいます。同じように、家庭科の被服実習でも、写真3のように、実際よりも大きなサイズの教材を用意しています。このように、言葉の説明に加え、必要に応じてわかりやすく、操作しやすいサイズの教材・教具を準備し、視覚的・体験的に理解することは効果的です。（大きな教材・教具が準備できない場合は実物投影機の活用も有効です。）



フラッシュカード等を用いて板書を視覚化する

中学校【英語】

写真4は中学校英語の授業における板書例です。注目すべきは、play（動詞）を絵で表している点です。このことにより生徒は動詞をイメージしやすくなり、そのあとに～ingの文字カードを付けることで、進行形の型を『視覚的』に理解できるように工夫されています。



このように、『視覚化』は生徒の理解を深める上で有効な取組です。その上で、幾つかの注意点をまとめておきます。

- 見せる**タイミング**を考える（いつ）
 - 効果的な**見せ方**を考える（どうやって）
 - 見せる**場所**と見せる**時間**を考える（どこで、どれくらい見せるか）
 - 見せる時の教師の**発言（発問）**を考える
- これらを踏まえて入念な**授業計画**を立てましょう！

ただ視覚化すればいいわけじゃないんだね！！



ここがポイント

もっとも大切なのは、「**児童生徒やクラスの実態を的確に把握する**」ことです。